

〇あきる野市介護保険事業計画策定委員会について

1 あきる野市介護保険事業計画策定委員会の設置の趣旨

「あきる野市介護保険事業計画策定委員会設置要綱」第1条により、3年ごとにあきる野市介護保険事業計画を策定するに当たり、幅広い関係者の参画の下に諸課題の検討を行うため、あきる野市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

（別添「あきる野市介護保険事業計画策定委員会設置要綱」参照）

2 委員会の進め方

「第10期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定に当たり、関係者及び市民の意見を反映させるため、保健医療関係者、福祉関係者、学識経験者、被保険者及び市職員で委員会を組織し、設置要綱第2条に掲げた事項の検討を行い、その結果を市長に報告します。

また、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」第13条で策定が努力義務化されたことから、「市町村認知症施策推進基本計画」の策定に向けた検討も行います。

委員会については、令和8年2月から令和9年2月にかけて開催するものとし、全6回を予定しています。

〔スケジュール（予定）〕

日程（予定）	主な内容（予定）	
令和8年 2月	第1回委員会	委員委嘱・策定の方向性の検討
5月	第2回委員会	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果報告 在宅介護実態調査の結果報告
7月	第3回委員会	計画骨子（案）の提示
9月	第4回委員会	計画素案の検討 「取組と目標」「目標・事業内容」の設定
11月	第5回委員会	計画（案）の提示
12月	市議会へ中間報告	12月定例会議への中間報告
1月	パブリックコメント	市民からの意見聴取
令和9年 2月	第6回委員会	計画（案）の取りまとめ
	市長へ報告	委員会から市長へ計画（案）の報告
3月	計画書の決定	市で計画書の決定